

2022年4月21日

各 位

会社名 株 式 会 社 メ デ ィ ア ド ゥ 代表者名 代表取締役社長 CEO 藤田 恭嗣 (コード:3678、東証プライム) 問合せ先 執行役員 CSO 苅田 明史 (TEL.03-6212-5113)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件(仮)」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主 に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、 変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ・ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会	当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む
社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を	会社の株式を所有することにより当該会社の事業
支配・管理することを目的とする。	活動を支配・管理することを目的とする。
①~⑥(条文省略)	①~⑥ (現行どおり)
⑦市場調査及び経営コンサルタント業務	(削除、以下号数を繰り上げる)

⑧~⑩ (条文省略)	⑦~⑨ (現行定款⑧~⑩のとおり)
□著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権	⑩著作権、特許権、意匠権、商標権、肖像権その他
及び商品化権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運	の無体財産権及び商品化権の取得、販売、使用許諾
用	並びにその管理運用
②~①(条文省略)	①~⑥ (現行定款⑫~⑰のとおり)
<u>®</u> 上記①から⑪までに附帯関連する一切の業務	⑪スポーツの興行、スポーツチームの運営、スポー
STREET SOR CIPHINAE) STORY	ツ施設の管理運営、スポーツグッズの販売及びスポ
	ーツ選手のマネジメント
(新設)	
VVIBA	画、開発、運用及び販売
(新設)	・ 明治、全別なる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(VI) BA7	グ業務
(新設)	②上記①から⑲までに附帯関連する一切の業務
第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示と	(削除)
みなし提供)	
当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、	
事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または	
表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めると	
ころに従い、インターネットを利用する方法で開示す	
ることにより、株主に対して提供したものとみなすこ	
<u>とができる</u> 。	
(新設)	第13条(電子提供措置等)
(新設)	第13条(電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書
(新設)	
(新設)	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書
(新設)	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと
(新設)	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。
(新設)	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で
(新設)	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で 定めるものの全部または一部について、議決権の基
(新設)	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で 定めるものの全部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求をした株主に対して交付
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で 定めるものの全部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求をした株主に対して交付 する書面に記載することを要しないものとする。
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で 定めるものの全部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求をした株主に対して交付 する書面に記載することを要しないものとする。 附則
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で 定めるものの全部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求をした株主に対して交付 する書面に記載することを要しないものとする。 附則 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 附則 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で 定めるものの全部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求をした株主に対して交付 する書面に記載することを要しないものとする。 附則 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第 13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるもの
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 附則 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 附則 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインター
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

3. 日程

株主総会開催日2022 年 5 月 26 日定款変更の効力発生日2022 年 5 月 26 日

以 上